事務事業評価を実施しました

厳しい財政状況のなか、市民の要望に的確に対応し、主体的な行政運営を推進していくことが地方自治体に求められています。
市では、行政活動を評価し、その結果を計画や事務事業に反映させることにより、行政サービスの一層の向上を図るため、平成13年度の全事務事業のうち193の事務事業について、その目的や対象・成果等を客観的なデータにより評価する事務事業評価を実施しました。
このたび、この結果がまとまりましたので概要をお知らせします。

実施目的

今年度、市では平成13年度の事務事業の状況について評価を実施しました。

実施にあたっては、次の3項目を重要な目的としました。

①目的・対象・成果等の再確認による事務事業のチェック

②評価結果の公開による市・市民との情報の共有

③職員の意識改革

評価の対象事業

総合計画実施計画、行政改革実施計画、予算における主要事業等から選択した193事務事業（別表③参照）を評価対象としました。

評価の方法

担当課が所管する事務事業について内部評価をしました。事業担当職員が中心となって事務事業評価表を作成し、課長・次長が今後のあり方や所見等の意見を記入しました。

評価の基準等

活動や成果について、客観的なデータによる指標を設定し、それに基づき「妥当性」「成果」「効率性」について評価しました。

これらの評価を受け、今後の事業のあり方を検討するために総合評価をしました。

■行政評価とは…
行政評価は、まだ確立された制度や定義はありませんが、『国や地方自治体等の行政機関が実施する行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていくこと、さらにそれを制度化して行政サイクルのなかに組み込んで実施すること』といわれています。
行政評価には、政策評価・施策評価・事務事業評価があり、評価の時期としては事前評価・中間評価・事後評価に分類することができます。

評価の結果

193事務事業のうち、見直し（拡充・縮小・統合）が62事業終了が1事業という総合評価の結果（別表①・②参照）になりました。これをもとに、各担当課は、見直しとなった事務事業について具体的な改善策の検討を行っていきます。

今後の取り組み

事務事業評価の全庁的な取り組みは、今年度からスタートしましたが、まだ不十分な部分があります。ので、今後は評価対象事業を拡大するとともに、外部の学識経験者等による2次評価体制の検討や評価表の改善等、評価システムの充実に努めていきます。

＊　＊　＊

それぞれの事務事業についての事務事業評価表は、市役所1階・市政情報センターまたは市のホームページでご覧いただけます。

【ホームページアドレス】
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp

問い合わせ　政策企画課（☎998－9027）

■別表①：事務事業評価表における総合評価の結果

分類		内容	事業数	比率
継続		現状維持の状態で事業を継続	130	67.4%
見直し	拡充	対象の拡大や手段の充実により事業を充実	58	30.0%
	縮小	対象や手段の絞り込み等により事業を縮小	1	0.5%
	統合	目的が関連・類似する他の事業に統合	3	1.6%
終了		当初の目的達成や期限の到来により事業を終了	1	0.5%
休止		財政状況、社会情勢の変化等から事業を一時中断	0	0.0%
廃止		財政状況、社会情勢の変化等から事業を廃止	0	0.0%

■別表②■ 総合評価での拡充の内訳

- 手段の変更・改善 …… 30
- 実施主体の変更 …… 2
- 対象の拡大 …… 2
- 事業量・事業費の増加 …… 8
- 組織・権限の見直し …… 3
- 費用負担の見直し …… 8
- その他 …… 5

■別表③：事務事業の分類

分類	事業数
内部管理	21
監督指導、その他	26
住民サービス	57
市民参加	29
施設管理・運営	26
施設建設・整備	22
施設維持・改修	12
合計	193

●●●これまでの行政評価の取り組み●●●

平成13年度：事務事業表の検討 → 事務事業評価の試行 → 事務事業評価の導入決定
平成14年度：事務事業評価の実施 → チェックプロジェクトチームによる内容の調整 → 集計・事務局による調整 → 公表

行政評価導入検討 ← → 行政評価の一部実施

稲荷林西富線と所沢村山線の一部を供用開始します

元町の交差点から県道東京所沢線までの、未供用区間の都市計画道路が完成しました。

この区間について、2月19日(水)の午後から供用を開始します。

問い合わせ　計画道路整備課（☎998-9377）

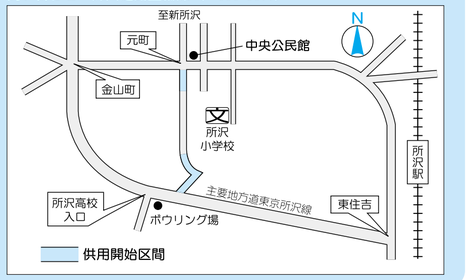

財産をもらったときには申告を！

個人から財産をもらったときは、もらった人に贈与税がかかります。また、会社等から財産をもらったときには、一時所得として所得税がかかります。

■贈与税のかかる財産
贈与税は、預貯金・土地・家屋・事業用財産・貴金属・美術品等の財産が課税対象となります。
なお、親子や夫婦等の特別な関係にある人との間の金銭貸借には、その返済について「ある時払いの催促なし」等のものが見受けられますが、このように形式的には金銭貸借になっていても、実質的に贈与と認められるものについては贈与税の課税対象となります。

■贈与税の計算
その年の1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超えた部分について贈与税がかかります。

■住宅取得資金の贈与についての税額計算の特例
父母または祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の年間所得が1、200万円以下等一定の要件を満たせば、贈与を受けた住宅取得資金のうち1、500万円までの部分について、五分五乗方式により贈与税額を計算する特例を適用することができます。

【五分五乗方式とは…】
財産の価格の5分の1相当額を基に税額を計算し、税額を5倍して納税額を算出する方法です。
この特例を適用すると、550万円までの住宅取得資金の贈与には贈与税がかかりません。
なお、この特例を受けるためには、贈与税の申告書にこの特例を受ける旨を記載するとともに、一定の書類を添付しなければなりません。

■贈与税の申告と納税期限
平成14年分の贈与税の申告と納税の期限は、3月17日(月)です。

問い合わせ　所沢税務署（☎993－9111）

皆さんの善意

【愛の福祉基金】
●角谷弘行様（10万円）●小川千衣子様（10万円）●小手指公民館分館文化祭実行委員会様（3万円）●株式会社ヤオコー東所沢店様（16、390円）●生活協同組合さいたまコープ西南エリア会様（1万円）●松葉晃一様（8、880円）●細川みづほ様（50万円）●天理教少年会ところざわ鼓笛隊様（5、000円）●越阪部安一様（5、082円）●友和会様（35万円）●藤葬祭株式会社様（5万円）●吾妻地区文化祭実行委員会様（21、410円）●青林会様（10万円）●いなげや狭山ヶ丘店お客様一同様（27、646円）●ヤマザキ製パン従業員組合埼玉支部様（128、250円）●いるま野農業協同組合所沢事業部様（31、000円）●所沢市植木花き生産組合様（30、088円）●所沢市農業後継者協議会様（26、106円）●所沢市畜産協会様（16、682円）●所沢市茶業協会様（15、000円）●狭山茶所沢研究会様（15、000円）●所沢市園芸協会様（15、000円）●ひまわり会様（1万円）●所沢市4Hクラブ様（5、000円）●所沢市米消費拡大推進協会様（1万円）●皆川会様（22万円）●グランドサークル様（20、824円）●武州ガス株式会社様（202、600円）●所沢明社新所沢地区様（10万円）●新所沢東公民館文化祭実行委員会様（5万円）

【生活保護世帯へ】●株式会社読売新聞所沢センター社員一同様（米1kg・950袋）

【交通事故防止啓発事業のため】●社団法人埼玉県自動車整備振興会所沢支部様（236、000円）●株式会社吉田自動車様（68、500円）

万一に備え、家族全員で加入しましょう！《所沢市交通災害共済》平成15年度会員募集中！

交通災害共済は、市民の皆さんに加入していただき、その会費で交通事故にあわれた会員に見舞金を支給する助け合いの制度です。
事故にあわないように気をつけることはもちろんですが、万一に備え、ぜひご家族で交通災害共済に加入しましょう。

会員資格　所沢市に住民登録または外国人登録をしている方

【会費】
●大人……400円
●中学生以下……300円

会員期間　平成15年4月1日～16年3月31日

◎4月1日以降に加入手続きをされた方は、申し込み時点から平成16年3月31日までです。

共済見舞金額　別表1のとおりです。

こんなときに見舞金をお支払いします

【対象となる交通事故】
●自動車・バイク・自転車等の車両による人身事故（自損事故を含む）で死亡または負傷したとき
●電車やバスに乗車中、急停車等の原因による人身事故で死亡または負傷したとき
●歩行中に前記車両との衝突・接触で死亡または負傷したとき

【留意事項】
●車両とは、道路交通法上で定められた車両をいいます。
●国内で発生した交通事故に限ります。
●道路を歩行中、つまずいて転んだり、横断歩道橋の階段を踏み外したりしてけがをした場合は、対象外のため見舞金はお支払いできません。

【加入方法】
現在、各自治会・町内会単位で平成15年度会員の予約受付を行っています。また、別表2の会場でも出張予約受付を行います。

個人で申し込みをする方については、市役所2階・交通安全課、各出張所でも随時受け付けています。申し込みを忘れた方や自治会等でのとりまとめがない方はご利用ください。

【請求期間】
事故発生日から2年以内です。2年を経過したものについては、請求できません。

【平成13年度実績】
死亡3件を含めて、798件・3、991万円を支払いました。

問い合わせ　交通安全課（☎998－9140）

■別表1：共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	治療期間が1年を超え、かつ、治療実日数が180日以上の場合	30万円
3等級	治療期間が6か月を超え、かつ、治療実日数が90日以上の場合	15万円
4等級	治療期間が3か月を超え、かつ、治療実日数が45日以上の場合	8万円
5等級	治療期間が1か月を超え、かつ、治療実日数が15日以上の場合	5万円
6等級	治療期間が10日を超え、かつ、治療実日数が5日以上の場合	2万円
7等級	治療期間が10日以内、または、治療実日数が5日未満の場合	1万円
特別見舞金	後遺症として身体障害者福祉法施行規則に定める1・2等級の障害が存する場合	20万円

◎見舞金は、医師の診断書に記載された治療期間と治療実日数を審査し、お支払いします。

■別表2：平成15年度出張予約受付日程表
【受付時間】午前10時～正午・午後1時～3時

会場名	受付日	
新所沢コミュニティセンター	2月10日(月)	2月18日(火)
柳瀬公民館	2月12日(水)	2月19日(水)
富岡公民館	2月13日(木)	2月20日(木)
山口公民館	2月14日(金)	2月21日(金)
新所沢東公民館	2月25日(火)	3月4日(火)
文化会館（所沢出張所）	2月26日(水)	3月5日(水)
松井公民館	2月27日(木)	3月6日(木)
吾妻公民館	2月28日(金)	3月7日(金)
中富南コミュニティセンター	3月3日(月)	
狭山ヶ丘コミュニティセンター	3月10日(月)	3月18日(火)
小手指公民館	3月12日(水)	3月19日(水)
三ヶ島公民館	3月13日(木)	3月20日(木)
小手指公民館分館	3月14日(金)	
並木公民館	3月25日(火)	

生活クラブ・児童（学童）クラブ入会児を募集します

児童館の生活クラブ・民営児童（学童）クラブは、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童が、放課後、安心して過ごせる施設です。

4月からの入会を希望される方は、下記の各施設へ直接申し込んでください。

【対象学年】
●生活クラブ……小学1～3年生
●児童（学童）クラブ……小学1～6年生

◎児童館で行う生活クラブの募集期間（書類提出期限）は、2月5日(水)～18日(火)（日曜日・祝休日を除く）です。児童（学童）クラブについては、随時受け付けています。

問い合わせ　各施設または青少年課（☎998-9103）

◆◆◆生活クラブ・民営児童（学童）クラブ一覧◆◆◆

	名称	所在地	電話番号
市立	ひばり児童館	北有楽町26-21	926-8669
	こばと〃	小手指町1-28-3	924-3065
	つばめ〃	久米783-1	922-0410
	つばき〃	山口5057	923-6155
	すみれ〃	若狭1-2966-5	949-3826
	さくら〃	並木8-3	998-5912
	わかば〃	和ヶ原3-266-2	948-3222
	まつば〃	上安松952-2	995-0995
	みどり〃	緑町3-16-7	928-8414
	やなぎ〃	東所沢4-16-4	944-8819
	ひかり〃	中富南4-4-1	996-3995
民営	若松児童（学童）クラブ	下新井1231-2	992-0341
	三ヶ島〃	三ヶ島3-1416-9	948-7578
	西富〃	岩岡町732	924-5488
	若狭〃	若狭4-2480-1	948-2547
	伸栄〃	中新井1-784-1	942-4101
	明峰〃	北有楽町26-20	922-0413
	林〃	和ヶ原3-99-8	949-1923
	宮前〃	東狭山ヶ丘6-2799-3	926-8327
	美原〃	並木5-1	995-2656
	上新井〃	上新井760-8	925-3175
	北秋津〃	北秋津623	995-1945
	牛沼〃	牛沼21	994-8800
	富岡〃	下富647-5	943-2788
	泉〃	山口511-1	925-4444
	中富〃	中富1674-17	942-2043
	小手指〃	北野506	949-0627
	安松〃	下安松839-2	944-5761
	荒幡〃	荒幡641-6	924-4803
	松井〃	上安松407-2	998-4949
	東所沢柳瀬〃	東所沢2-29-5	944-4032
	所沢〃	元町7-37	922-7389
	並木東〃	北原町1343-1	995-0971
	並木〃	並木6-2	995-6010
	山口〃	山口2704-3	926-4787
	北野〃	北野1772-3	947-4439
	和田〃	東所沢和田1-39	944-9823

市政通信

成人のつどいを開催しました

▼1月13日、市内11会場で「第56回所沢市成人のつどい」を開催しました▼この成人のつどいは、地域社会の中で成人の新しい門出を祝福するとともに、成人としての自覚と21世紀の担い手としての活躍や幸福を願うために行っています▼当日は天候にも恵まれ、各会場とも晴れ着に身を包んだ新成人が集まり、旧友との再会を喜び、昔話に花を咲かせていました▼今年度の成人対象者は4、373人で、そのうち出席者は2、665人（60・9％）でした。

交通指導員服装点検を実施しました

▼1月10日、市役所西口玄関前で、「交通指導員服装点検」を実施しました▼交通指導員の士気高揚のため、毎年年頭に行っているものです▼当日は、市長が点検官となり、指導員の服装・規律・手帳・警笛等を一人ひとり点検しました。

【富岡保育園へ】●小宮山惇裕様（クリスマスツリー一式）
※平成14年12月11日から15年1月10日までの受け付け分です。ありがとうございました。